

各論第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

○量の見込みについては、これまでの利用実績、ニーズ調査による利用意向割合及び今後の人口推計から、各事業ごとに設定します。

2 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

○提供区域は新庄市全域を1つの区域とし、各事業ごとに設定する量の見込みに対応するよう、提供体制の確保の内容及びその実施時期について、以下のように設定します。

(1) 利用者支援事業（新規）

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言、関係機関との連絡調整等を行います。

主に以下の内容で実施します。

- ①利用者の個別ニーズの把握、それに基づいた情報の集約・提供、各種相談
- ②地域にある施設・事業の総合的な利用者支援
- ③関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくり

（関係機関との連携）

実施主体は、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している機関のほか、地域における児童相談所、保健所といった保健・医療・福祉の行政機関、児童委員、教育委員会、医療機関、学校、警察、NPO法人等の関係機関・団体等に対しても本事業の周知等を積極的に図るとともに、連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めることとします。

【量の見込みと確保の内容】

事業名	内 容	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
利用者支援事業	①量の見込み	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	②確保の内容	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	②-①	0	0	0	0	0

※実施主体（場所）は、新庄市地域子育て支援センター

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・助言、情報の提供その他の支援を行います。

主に以下の内容で実施します。

- ①親子の交流の場の提供 ②子育てに関する相談・助言
 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て支援に関する講習等

【取り組み状況等】

①地域子育て支援拠点事業（延べ利用人数） (単位：人日)

施設名称\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
新庄市地域子育て支援センター	4,742	3,727	4,662
パリス保育園子育て支援センター	2,017	1,915	2,103
新庄保育園子育て支援センター	764	681	742
合 計	7,523	6,323	7,507

資料：子育て推進課調べ

②子育て相談件数 (単位：件)

施設名称\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
新庄市地域子育て支援センター	256	129	251
パリス保育園子育て支援センター	166	160	163
新庄保育園子育て支援センター	52	40	49
合 計	474	329	463

資料：子育て推進課調べ

【参考】わらすこ広場（延べ利用人数） (単位：人日)

利用者\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市内利用者	43,783	40,947	34,487
郡内利用者	5,476	5,333	6,245
郡外利用者	1,829	1,793	2,601
合 計	51,088	48,073	43,333

資料：子育て推進課調べ

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)

事業名	内 容	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
地域子育て支援拠点事業	①量の見込み	7,824	7,620	7,500	7,368	7,236
	②確保の内容	7,824	7,620	7,500	7,368	7,236
	②-①	0	0	0	0	0

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②定期検査、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を行います。

主に以下の内容で実施します。

I. 検診回数・実施時期

- ①初期～妊娠 23 週：4 週間に 1 回、②妊娠 24～35 週：2 週間に 1 回、
- ③妊娠 36 週～分娩：1 週間に 1 回 合計 14 回

II. 検査項目

●各回実施する基本的な妊婦健康診査の項目

- ①健康状態の把握（妊娠月週数に応じた問診、診査等）
- ②定期検査
- ③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査

●上記以外の各種医学的検査

- ①血液検査（血液型、血算、血糖、B 型肝炎抗原、C 型肝炎抗体、HIV 抗体、梅毒血清反応、風疹ウイルス抗体）
- ②子宮頸がん検診（細胞診）
- ③超音波検査・・・必要に応じて
- ④B 群溶血性レンサ球菌（GBS）
- ⑤性器クラミジア抗原検査
- ⑥HTLV-Ⅰ抗体検査

【取り組み状況等】

妊婦健康診査（指定医療機関実施）

（単位：枚）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
妊婦健康診査（1 回目受診票）	270	292	303
妊婦健康診査（2～14 回目受診票）	2,927	3,007	3,191

資料：健康課調べ

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人）

事業名	内 容	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
妊婦健康診査	①量の見込み	450	450	450	450	450
	②確保の内容	450	450	450	450	450
	②-①	0	0	0	0	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。母子保健法による新生児・乳児訪問をこんにちは赤ちゃん事業として位置づけ実施します。

主に以下の内容で実施します。

- ①乳児・産婦の心身の状態や養育環境の把握及び助言
- ②育児に関する不安や悩みの聴取・相談
- ③子育て支援に関する情報提供
- ④支援を必要とする家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

【取り組み状況等】

乳児家庭全戸訪問

(単位:件、%)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問件数	(A)	283	267	301
出生数	(B)	281	274	299
訪問率	(A/B)	100.7	97.4	100.7

資料：健康課調べ

- ・長期に里帰り先から戻ってこない場合は、里帰り先市町村に訪問を依頼している。
- ・家庭訪問の同意が得られない場合においては、保健センターへの来所をすすめるなど、全対象者との面談に努めている。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

事業名	内 容	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
乳児家庭全戸訪問	①量の見込み	300	300	300	300	300
	②確保の内容	300	300	300	300	300
	②-①	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援します。

【取り組み状況等】

養育支援訪問

(単位：件)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
専門的相談支援（延べ）	36	55	45

資料：健康課調べ

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

事業名	内 容	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
養育支援訪問	①量の見込み	25	25	25	25	25
	②確保の内容	25	25	25	25	25
	②-①	0	0	0	0	0

【参考】家庭児童相談件数

(単位：件)

相談内容\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
養護相談	197	338	355
保健相談	28	8	19
障害相談	99	76	48
非行相談	7	9	16
性格行動相談	51	13	1
不登校相談	38	45	29
適正相談	25	13	15
育児・しつけ相談	4	0	0
その他の相談	22	9	18
合 計	471	511	501

資料：子育て推進課調べ

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。(短期入所生活援助事業「ショートステイ事業」及び夜間養護等事業「トワイライトステイ事業」)

【短期入所生活援助事業「ショートステイ事業」】

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

【夜間養護等事業「トワイライトステイ事業」】

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かります。宿泊も可能。

【取り組み状況等】

短期入所生活援助事業「ショートステイ事業」(健常者) (単位：人、日)

利用者等\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	0	1	0
利用日数	0	16	0

資料：子育て推進課調べ

短期入所生活援助事業「ショートステイ事業」(障がい者) (単位：人、日)

利用者等\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	3	4	5
利用日数	20	30	150

資料：成人福祉課調べ

※夜間養護等事業「トワイライトステイ事業」の実績はありません。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：日)

事業名	内 容	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
子育て短期支援事業	①量の見込み	54	53	53	52	51
	②確保の内容	54	53	53	52	51
	②-①	0	0	0	0	0

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

主に以下の内容で実施します。

- ①幼稚園、保育所等の開始時刻前及び終了時刻後に児童を預かります。
- ②幼稚園、保育所等への送迎を行います。（徒歩のみ）
- ③通院、冠婚葬祭やリフレッシュのため児童を預かります。

【取り組み状況等】

ファミリー・サポート・センター事業

（単位：人、日）

利用者等\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	—	1	5
利用日数	—	1	5

資料：子育て推進課調べ

○ファミサポもがみ会員数（平成26年4月1日現在）

協力会員 21名 依頼会員 15名 両方会員 1名

【量の見込みと確保の内容】

（単位：日）

事業名	内 容	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
ファミリー・サポート ・センター事業	①量の見込み	15	15	15	15	15
	②確保の内容	15	15	15	15	15
	②-①	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

①幼稚園の預かり保育

教育時間終了後から在園児を対象として、就労形態の多様化に伴う社会要請に対応し、保護者の就労支援と幼児の健やかに養育する環境を整備するため、預かり保育を行います。

②保育所の一時保育

保育所に通年入所している児童以外の児童で、下記の利用要件を満たす場合、一時的に保育を行います。

- ・利用要件 ○保護者の病気、けが、介護、看護、通院、冠婚葬祭など
- 保護者の不定期就労、リフレッシュ、買い物など

【取り組み状況等】

①幼稚園の預かり保育

(単位：箇所、人日)

実施施設等\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設数	5	5	5
延べ利用者	21,836	23,535	20,573

資料：子育て推進課調べ

②保育所の一時保育

(単位：箇所、人日)

実施施設等\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設数	3	2	2
延べ利用者	1,374	759	960

資料：子育て推進課調べ

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)

事業名	内 容	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
一時預かり事業 (幼稚園の預かり保育)	①量の見込み	21,981	21,651	21,326	21,006	20,690
	②確保の内容	21,981	21,651	21,326	21,006	20,690
	②-①	0	0	0	0	0
一時預かり事業 (保育所の一時保育)	①量の見込み	1,031	1,016	1,001	986	971
	②確保の内容	1,031	1,016	1,001	986	971
	②-①	0	0	0	0	0

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等において保育を行います。

本市の基本保育時間は、午前8時30分から午後4時30分までと設定していますが、さらに市立保育所では3時間20分、民間立保育所では3時間45分～4時間枠で延長保育を実施しています。

【取り組み状況等】

保育時間の設定区分（平成26年4月1日現在）

（単位：箇所）

区 分	開設時間帯	実施施設数	
		市 立	民間立
延長保育	午前7時15分～午前8時30分	—	1
	午前7時30分～午前8時30分	3	1
基本保育	午前8時30分～午後4時30分	3	2
延長保育	午後4時30分～午後6時50分	3	—
	午後4時30分～午後7時15分	—	1
	午後4時30分～午後7時30分	—	1

資料：子育て推進課調べ

延長保育利用者数（平成26年4月1日現在）

（単位：人）

区 分	開設時間帯	延長保育利用者数	
		市 立	民間立
延長保育	午前7時15分～午前8時30分	—	92
	午前7時30分～午前8時30分	71	55
	午後4時30分～午後6時50分	99	—
	午後4時30分～午後7時15分	—	93
	午後4時30分～午後7時30分	—	78

資料：子育て推進課調べ

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人）

事業名	内 容	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
延長保育事業	①量の見込み	190	188	187	186	185
	②確保の内容	190	188	187	186	185
	②-①	0	0	0	0	0

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行います。

【病児対応型】

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

【病後児対応型】

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

【取り組み状況等】

病児保育

(単位：箇所、人日)

実施施設等\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設数	1	1	1
延べ利用者（市内）	660	610	409
延べ利用者（市外）	209	379	331

資料：子育て推進課調べ

※病後児保育の実績はありません。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)

事業名	内 容	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
病児保育事業	①量の見込み	853	840	828	814	802
	②確保の内容	853	840	828	814	802
	②-①	0	0	0	0	0

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

【取り組み状況等】

①放課後児童クラブ（公設民営）

（単位：箇所、人）

実施施設等\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設数	3	3	3
低学年利用者数	154	133	118
高学年利用者数	0	0	0

資料：子育て推進課調べ

②放課後児童クラブ（民設民営）

（単位：箇所、人）

実施施設等\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設数	6	6	7
低学年利用者数	91	91	102
高学年利用者数	36	45	48

資料：子育て推進課調べ

【量の見込みと確保の内容】

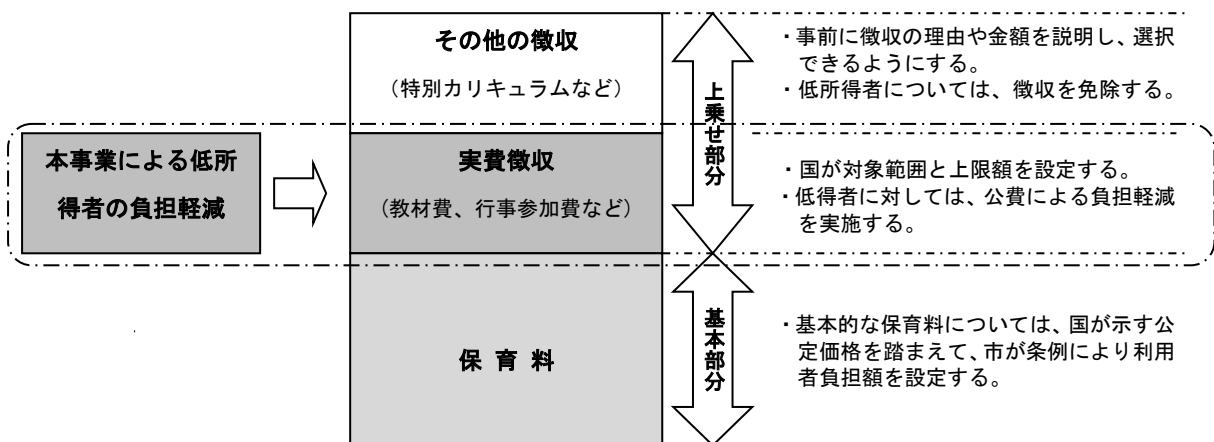
（単位：人）

事業名	内 容	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
放課後児童健全育成事業 (低学年 1～3 年生)	①量の見込み	178	168	159	152	145
	②確保の内容	178	168	159	152	145
	②-①	0	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業 (高学年 4～6 年生)	①量の見込み	93	90	87	86	85
	②確保の内容	93	90	87	86	85
	②-①	0	0	0	0	0

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。

【実費徴収に係る補足給付を行う事業のイメージ図】



(13) 多様な事業者の参入を促進する事業（新規）

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。

【多様な事業者の参入を促進する事業のイメージ図】

